

真岡市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、真岡市下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を公共下水道用マンホール蓋の作成以外の目的で使用する際の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、本市の下水道に関する理解と関心を高め、本市のイメージ向上に寄与することを目的とする。

（対象デザイン）

第2条 この要綱の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

（使用申請）

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、真岡市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許可申請書（様式第1号）にデザインの使用内容が分かる書類、申請者の概要がわかる書類その他市長が必要と認める書類を添えて下水道事業者である市長（以下「市長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) その他市長が適当と認めた場合

（使用許可）

第4条 市長は、前条の規定により使用許可申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に真岡市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許可書（様式第2号）を交付し、デザインの使用を許可するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付すことができる。

（使用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を許可しないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合
- (5) 別図に定められた形状又は色を変更して使用しようとする場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当であると認めたとき。

- 2 第3条に規定する申請の内容が、前項の規定に該当し、不適当と認められる場合は、当該申請者に真岡市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不許可通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 デザインの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可された目的及び方法の範囲内でデザインを使用すること。
- (2) 第5条第1項各号の規定に該当しないように使用すること。
- (3) 当該使用許可に係る権利又は義務を第三者等に譲渡し、継承し、又は転貸しないこと。
- (4) 定められた形状を正しく使用し、デザインの部分的な使用、追加

又は配色の変更をしないこと。

(5) デザインを使用した物品等（以下「物品等」という。）には「©真岡市」と表記すること。

(6) 物品等が完成したときは、速やかに完成した見本を市長へ提出すること。ただし、完成した見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(7) 製作した物品等について、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和３４年法律第１２７号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしないこと。

（申請内容の変更等）

第７条 使用者が、許可を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ真岡市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許可変更申請書（様式第４号）に変更内容が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

２ 市長は、前項の規定により使用許可変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該使用者に真岡市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更許可書（様式第５号）を交付し、デザインの使用変更を許可するものとする。

（使用許可の取消し）

第８条 デザインの使用に関し、第６条に規定する事項を遵守しなかった場合その他不適切な使用を行っていると認められる場合は、市長は、その使用許可を取り消し、当該使用者に真岡市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許可取消通知書（様式第６号）により通知するものと

する。

- 2 前項の規定より使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 3 市長は、使用許可を取り消された者に対して、当該使用許可に係る物品等の回収を求めることができる。
- 4 前項に規定する物品等の回収に係る費用その他の使用許可の取消しに伴い発生する費用については、使用許可を取り消された者が負担するものとする。
- 5 前項の規定により使用許可を取り消した場合において、当該使用者に損害が生じてても、市長はその責を負わない。

（使用結果の報告）

第9条 使用者は、使用期間終了後、速やかに真岡市下水道用マンホール蓋のデザイン使用結果報告書（様式第7号）に使用内容を証する資料を添えて、市長に使用結果の報告をするものとする。

（使用期間）

第10条 デザインの使用期間は、原則として使用許可を受けた日から当該許可を受けた日の属する年度の末日までとする。

（使用料）

第11条 デザインの使用料は、無料とする。

（使用者の責務）

第12条 使用者は、デザインの使用に関する一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者が必要な措置を講じるものとする。

（デザインに関する権利）

第13条 デザインに関する一切の権利は、市に帰属する。

(損害賠償)

第 1 4 条 第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をし、これにより市に損害を生じさせた場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(補則)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から適用する。

別図（第 2 条 関係）

デザイン 1



種類			標準色	三属性による表示（マンセル値）			
標 示 材	背景	外周	ライトブラウン	5YR	4	/	6
		内周	グリーン	2.5G	3	/	6
	文字座	もおか	ブルー	2.5PB	3	/	8
	文字	S L のまち	ブルー	2.5PB	3	/	8
	コット ベリー	頭・目玉・手袋・靴	ホワイト	2.5Y	9	/	2
		髪・蝶ネクタイ	ライトブラウン	5YR	4	/	6
		顔・腕	肌色	1.5Y	8	/	3.5
		目	ライトブルー	10B	5	/	10
		お腹	レッド	7.5R	3	/	10
		お腹の点々	レモン	5Y	7.5	/	13.5
	苺	苺	レッド	7.5R	3	/	10
		苺種	レモン	5Y	7.5	/	13.5
		苺の葉	グリーン	2.5G	3	/	6
	汽車	フレーム・車輪	ライトブラウン	5YR	4	/	6
		煙	ホワイト	2.5Y	9	/	2

デザイン 2



種類		標準色	三属性による表示 (マンセル値)			
標示材	背景	レモン	5Y	7.5	/	13.5
	コットベリー	頭・目玉・手袋・靴・コットベリーの周り	ホホワイト	2.5Y	9	/ 2
		髪・蝶ネクタイ	ライトブラウン	5YR	4	/ 6
		顔・腕	肌色	1.5Y	8	/ 3.5
		目	ライトブルー	10B	5	/ 10
		お腹	レッド	7.5R	3	/ 10
		お腹の点々	レモン	5Y	7.5	/ 13.5
	苺	苺	レッド	7.5R	3	/ 10
		苺の葉・茎	グリーン	2.5G	3	/ 6
	糸車		ライトブラウン	5YR	4	/ 6
	汽車	フレーム・車輪・線路	ライトブラウン	5YR	4	/ 6
		ライト・プレート	レモン	5Y	7.5	/ 13.5
		煙・窓	ホホワイト	2.5Y	9	/ 2